

6. 法令集

以下に、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律、施行令及び施行規則等のマニュアルの記載内容(排出量の算出等)に関連する部分を抜粋して掲載します。

1) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

平成11年7月13日公布

法律第86号

最終改正：平成14年12月13日

法律第152号

(目的)

第1条 この法律は、環境の保全に係る化学物質の管理に関する国際的協調の動向に配慮しつつ、化学物質に関する科学的知見及び化学物質の製造、使用その他の取扱いに関する状況を踏まえ、事業者及び国民の理解の下に、特定の化学物質の環境への排出量等の把握に関する措置並びに事業者による特定の化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供に関する措置等を講ずることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とする。

(定義等)

第2条 この法律において「化学物質」とは、元素及び化合物(それぞれ放射性物質を除く。)をいう。

同 第2項

この法律において「第一種指定化学物質」とは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その有する物理的・化学的性状、その製造、輸入、使用又は生成の状況等からみて、相当広範な地域の環境において当該化学物質が継続して存すると認められる化学物質で政令で定めるものをいう。

- 1 当該化学物質が人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがあるものであること。
- 2 当該化学物質が前号に該当しない場合には、当該化学物質の自然的作用による化学的変化により容易に生成する化学物質が同号に該当するものであること。
- 3 当該化学物質がオゾン層を破壊し、太陽紫外放射の地表に到達する量を増加さ

せることにより人の健康を損なうおそれがあるものであること。

同 第5項

この法律において「第一種指定化学物質等取扱事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する事業者のうち、政令で定める業種に属する事業を営むものであって当該事業者による第一種指定化学物質の取扱量等を勘案して政令で定める要件に該当するものをいう。

- 1 第一種指定化学物質の製造の事業を営む者、業として第一種指定化学物質又は第一種指定化学物質を含有する製品であって政令で定める要件に該当するもの(以下「第一種指定化学物質等」という。)を使用する者その他業として第一種指定化学物質等を取り扱う者
- 2 前号に掲げる者以外の者であって、事業活動に伴って付随的に第一種指定化学物質を生成させ、又は排出することが見込まれる者

(事業者の責務)

第4条

指定化学物質等取扱事業者は、第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質が人の健康を損なうおそれがあるものであること等第2条第2項各号のいずれかに該当するものであることを認識し、かつ、化学物質管理指針に留意して、指定化学物質等の製造、使用その他の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(排出量等の把握及び届出)

第5条 第1項

第一種指定化学物質等取扱事業者は、その事業活動に伴う第一種指定化学物質の排出量(第一種指定化学物質等の製造、使用その他の取扱いの過程において変動する当該第一種指定化学物質の量に基づき算出する方法その他の主務省令で定める方法により当該事業所において環境に排出される第一種指定化学物質の量として算出する量をいう。次項及び第9条第1項において同じ。)及び移動量(その事業活動に係る廃棄物の処理を当該事業所の外において行うことに伴い当該事業所の外に移動する第一種指定化学物質の量として主務省令で定める方法により算出する量をいう。次項において同じ。)を主務省令で定めるところにより把握しなければならない。

(指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供)

第14条 第1項

指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等を他の事業者に対し譲渡し、又は提供するときは、その譲渡し、又は提供する時までに、その譲渡し、又は提供する相手方に対し、当該指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報を文書又は磁気ディスクの交付その他経済産業省令で定める方法により提供しなければならない。

2) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令

平成12年3月29日

政令第138号

最終改正：令和3年10月20日

政令第288号

(第一種指定化学物質)

第1条 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下「法」という。)第2条第2項の第一種指定化学物質は、別表第1のとおりとする。

(第Ⅲ部4-2-5(→ pⅢ-364))

(業種)

第3条 法第2条第5項の政令で定める業種は、次のとおりとする。

(第Ⅲ部4-1-1(→ pⅢ-190)、4-1-2(→ pⅢ-197))

(第一種指定化学物質等取扱事業者の要件)

第4条 法第2条第5項各号列記以外の部分の政令で定める要件は、次のとおりとする。

1 次のいずれかに該当すること。

イ その年度において事業活動に伴い取り扱う第一種指定化学物質(当該年度において事業活動に伴い取り扱う製品(法第2条第5項第1号に規定する製品をいう。ロにおいて同じ。))に含有されるものを含む。)であって、特定第一種指定化学物質(別表第1第17号、第51号、第75号、第99号、第112号、第120号、第186号、第206号、第278号、第325号、第346号、第353号、第355号、第375号、第378号、第393号、第428号、第444号、第448号、第452号、第457号、第

459号及び第464号に掲げる第一種指定化学物質をいう。ロにおいて同じ。)以外のもののいずれかの質量(その第一種指定化学物質が次の(1)から(19)までに掲げるものであるときは、当該第一種指定化学物質が含有するそれぞれ(1)から(19)までに定める物質の質量。次条において「第一種指定化学物質質量」という。)が1トン以上である事業所を有していること。

- (1) 別表第1第1号に掲げる第一種指定化学物質 亜鉛
- (2) 別表第1第48号に掲げる第一種指定化学物質 アンチモン
- (3) 別表第1第62号に掲げる第一種指定化学物質 インジウム
- (4) 別表第1第105号に掲げる第一種指定化学物質 銀
- (5) 別表第1第111号に掲げる第一種指定化学物質 クロム
- (6) 別表第1第156号に掲げる第一種指定化学物質 コバルト
- (7) 別表第1第164号に掲げる第一種指定化学物質 シアン
- (8) 別表第1第272号に掲げる第一種指定化学物質 水銀
- (9) 別表第1第274号に掲げる第一種指定化学物質 スズ
- (10) 別表第1第276号に掲げる第一種指定化学物質 セリウム
- (11) 別表第1第277号に掲げる第一種指定化学物質 セレン
- (12) 別表第1第279号に掲げる第一種指定化学物質 タリウム
- (13) 別表第1第311号に掲げる第一種指定化学物質 テルル
- (14) 別表第1第314号に掲げる第一種指定化学物質 銅
- (15) 別表第1第363号に掲げる第一種指定化学物質 バナジウム
- (16) 別表第1第414号に掲げる第一種指定化学物質 ふっ素
- (17) 別表第1第458号に掲げる第一種指定化学物質 ほう素
- (18) 別表第1第465号に掲げる第一種指定化学物質 マンガン
- (19) 別表第1第505号に掲げる第一種指定化学物質 モリブデン

ロ その年度において事業活動に伴い取り扱う特定第一種指定化学物質(当該年度において事業活動に伴い取り扱う製品に含有されるものを含む。)のいずれかの質量(その特定第一種指定化学物質が次の(1)から(6)までに掲げるものであるときは、当該特定第一種指定化学物質が含有するそれぞれ(1)から(6)までに定める物質の質量。次条において「特定第一種指定化学物質質量」という。)が0.5トン以上である事業所を有していること。

- (1) 別表第1第99号に掲げる第一種指定化学物質 カドミウム
- (2) 別表第1第112号に掲げる第一種指定化学物質 クロム
- (3) 別表第1第353号に掲げる第一種指定化学物質 鉛

- (4) 別表第1第355号に掲げる第一種指定化学物質 ニッケル
- (5) 別表第1第378号に掲げる第一種指定化学物質 砒ひ素
- (6) 別表第1第444号に掲げる第一種指定化学物質 ベリリウム

ハ 前条第1号又は第2号に掲げる業種に属する事業を営む者にあつては、鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第13条第1項の経済産業省令で定める施設を設置していること。

ニ 前条第7号に掲げる業種に属する事業を営む者にあつては、下水道終末処理施設を設置していること。

ホ 前条第20号又は第21号に掲げる業種に属する事業を営む者にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設を設置していること。

ヘ ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第2条第2項に規定する特定施設を設置していること。

2 常時使用する従業員の数が21人以上であること。

(法第2条第5項第1号の政令で定める要件)

第5条 法第2条第5項第1号の政令で定める要件は、当該製品の質量に対するいずれかの第一種指定化学物質量の割合が1パーセント以上であり、又はいずれかの特定第一種指定化学物質量の割合が0.1パーセント以上である製品であつて、次の各号のいずれにも該当しないものであることとする。

- 1 事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品
- 2 第一種指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品
- 3 主として一般消費者の生活の用に供される製品
- 4 再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。次条第4号において同じ。)

3) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則

平成13年3月30日

内閣府・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水

産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号

最終改正：令和4年3月31日

財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第1号

(第一種指定化学物質の排出量の算出の方法)

第2条 法第5条第1項の第一種指定化学物質の排出量の算出の方法は、次に掲げる方法とする。この場合において、第一種指定化学物質の排出量は、特定第一種指定化学物質(ダイオキシン類を除く。)にあつては特定第一種指定化学物質、ダイオキシン類にあつてはダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成11年総理府令第67号)第3条に規定する方法により換算した量、特定第一種指定化学物質以外の第一種指定化学物質にあつては第一種指定化学物質によって算出するものとする。

- 1 第一種指定化学物質等の製造、使用その他の取扱いの過程において変動する当該第一種指定化学物質の量に基づき算出する方法
- 2 当該事業所における排出物(環境に排出される物質をいう。以下この条において同じ。)に含まれる第一種指定化学物質の量又は濃度の測定の結果に基づき算出する方法
- 3 製造量、使用量その他の第一種指定化学物質等の取扱量に関する数値と当該第一種指定化学物質の排出量との関係を的確に示すと認められる数式を用いて算出する方法
- 4 蒸気圧、溶解度その他の第一種指定化学物質の物理的・化学的性状に関する数値を用いた計算により当該事業所における排出物に含まれる当該第一種指定化学物質の量又は濃度を的確に推計できると認められる場合において、当該計算により推計される排出物に含まれる当該第一種指定化学物質の量又は濃度に基づき算出する方法
- 5 前各号に掲げるもののほか、当該事業所において環境に排出される第一種指定化学物質の量を的確に算出できると認められる方法

(第一種指定化学物質の移動量の算出の方法)

第3条 法第5条第1項の第一種指定化学物質の移動量の算出の方法は、次に掲げる方法とする。この場合において、第一種指定化学物質の移動量は、特定第一種指定化学物質(ダイオキシン類を除く。)にあつては特定第一種指定化学物質、ダ

イオキシン類にあつてはダイオキシン類対策特別措置法施行規則第3条に規定する方法により換算した量、特定第一種指定化学物質以外の第一種指定化学物質にあつては第一種指定化学物質の量によって算出するものとする。

- 1 第一種指定化学物質等の製造、使用その他の取扱いの過程において変動する当該第一種指定化学物質の量に基づき算出する方法
- 2 当該事業所において生ずる廃棄物に含まれる第一種指定化学物質の量又は濃度の測定の結果に基づき算出する方法
- 3 製造量、使用量その他の第一種指定化学物質等の取扱量に関する数値と当該事業所において生ずる廃棄物に含まれる第一種指定化学物質の量との関係を的確に示すと認められる数式を用いて算出する方法
- 4 溶解度その他の第一種指定化学物質の物理的・化学的性状に関する数値を用いた計算により当該事業所において生ずる廃棄物に含まれる当該第一種指定化学物質の量又は濃度を的確に推計できると認められる場合において、当該計算により推計される廃棄物に含まれる当該第一種指定化学物質の量又は濃度に基づき算出する方法
- 5 前各号に掲げるもののほか、事業活動に係る廃棄物の処理を当該事業所の外において行うことに伴い当該事業所の外に移動する第一種指定化学物質の量を的確に算出できると認められる方法

(排出量及び移動量の把握)

第4条 法第5条第1項の規定による第一種指定化学物質の排出量及び移動量の把握は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- 1 事業所ごとに、次に定める事項を把握すること。

イ 当該事業所においてその年度に業として取り扱う第一種指定化学物質(当該年度に業として取り扱う製品(法第2条第5項第1号に規定する製品をいう。ロにおいて同じ。))に含有されるものを含み、特定第一種指定化学物質を除く。)であつて、その第一種指定化学物質の量が1トン以上であるもの(へにおいて「把握対象第一種指定化学物質」という。)の排出量及び移動量

ロ 当該事業所においてその年度に業として取り扱う特定第一種指定化学物質(当該年度に業として取り扱う製品に含有されるものを含む。)であつて、その特定第一種指定化学物質の量が0.5トン以上であるもの(へにおいて「把握対象特定第一種指定化学物質」という。)の排出量及び移動量

ハ 鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第13条第1項の経済産業省令で定める施設が設置されている事業所(令第3条第1号又は第2号に掲げる業種に属する

事業を営む者が有するものに限る。)にあつては、鉱山保安法施行規則(平成16年経済産業省令第96号)第19条第2号及び第20条第2号の基準の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量

ニ 下水道終末処理施設が設置されている事業所にあつては、次に掲げる事項

(1) 下水道法(昭和33年法律第79号)第21条第1項(同法第25条の30において準用する場合を含む。)の規定に基づく水質検査の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量

(2) 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第18条の35の規定に基づく測定の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量

ホ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設(へにおいて単に「処理施設」という。)が設置されている事業所(令第3条第20号又は第21号に掲げる業種に属する事業を営む者が有するものに限る。)にあつては、次に掲げる事項

(1) 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府令、厚生省令第1号)第1条第2項第14号ハ(同令第2条第2項第3号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づく水質検査の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量

(2) ダイオキシン類の当該施設(ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平成12年総理府令、厚生省令第2号)第1条第3号ロの規定により水質検査を行うこととされているものに限る。)からの排出量

(3) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第14条第1項の規定に基づく測定の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量

(4) 大気汚染防止法第18条の35の規定に基づく測定の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量

ヘ 処理施設が設置されている事業所(当該事業所を有する事業者が有する他の事業所(把握対象第一種指定化学物質に該当する第一種指定化学物質があるもの又は把握対象特定第一種指定化学物質に該当する特定第一種指定化学物質があるものに限る。以下へにおいて「特定その他事業所」という。))において生ずる廃棄物を処分する処理施設が設置されているものに限る。)にあつては、次に掲げる事項

(1) 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上

の基準を定める省令第1条第2項第14号ハ(同令第2条第2項第3号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づく水質検査の対象となる第一種指定化学物質(当該事業所において特定その他事業所において生ずる廃棄物を処分している場合における当該特定その他事業所において把握対象第一種指定化学物質又は把握対象特定第一種指定化学物質に該当するものに限る。(2)において特定把握対象第一種指定化学物質という。)の当該施設からの排出量

(2) 水質汚濁防止法第14条第1項の規定に基づく測定の対象となる特定把握対象第一種指定化学物質の当該施設からの排出量

(3) 大気汚染防止法第18条の35の規定に基づく測定の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量

ト ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第2条第2項に規定する特定施設(チにおいて単に「特定施設」という。)が設置されている事業所にあつては、ダイオキシン類の当該施設からの排出量及び移動量

チ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令第1条各号列記以外の部分に規定する最終処分場(以下チにおいて単に「最終処分場」という。)が設置されている事業所(当該事業所を有する事業者が有する事業所に設置されている特定施設において生ずる廃棄物を処分する最終処分場が設置されているものに限る。)にあつては、ダイオキシン類の当該最終処分場からの排出量

2 排出量については、次に掲げる区分ごとの排出量を把握すること。

イ 大気への排出

ロ 公共用水域への排出

ハ 当該事業所における土壌への排出(ニに掲げるものを除く。)

ニ 当該事業所における埋立処分

3 移動量については、次に掲げる区分ごとの移動量を把握すること。

イ 下水道への移動

ロ 当該事業所の外への移動(イに掲げるものを除く。)

4) 指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令

平成12年12月22日

通商産業省令第401号

(提供しなければならない情報)

第3条 指定化学物質等取扱事業者は、法第14条第1項又は第2項の規定に基づき提供する指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報(以下「性状取扱情報」という。)に次の事項を含めなければならない。

1 次のア又はイに掲げる場合において、それぞれ当該ア又はイに掲げる事項

ア 当該指定化学物質等が第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質である場合 次の(1)及び(2)に掲げる事項

(1) 当該第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の名称

(2) 当該第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の第一種指定化学物質(特定第一種指定化学物質を除く。)、特定第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の別

イ 当該指定化学物質等が第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質を含有する製品である場合 次の(1)から(4)までに掲げる事項

(1) 当該製品の名称

(2) 当該製品が含有する第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質(以下「含有指定化学物質」という。)の名称(当該製品の質量に対する当該含有指定化学物質に係る第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の質量(以下「第二種指定化学物質質量」という。)の割合が1パーセント以上のもの及び当該製品の質量に対する当該含有指定化学物質に係る特定第一種指定化学物質質量の割合が0.1パーセント以上のものに限る。)

(3) 含有指定化学物質の第一種指定化学物質(特定第一種指定化学物質を除く。)、特定第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の別

(4) 当該製品の質量に対する含有指定化学物質の第一種指定化学物質質量、特定第一種指定化学物質質量又は第二種指定化学物質質量のそれぞれの割合

(第三条各号に定める事項の記載の方法)

第4条 指定化学物質等取扱事業者は、前条の性状取扱情報について、日本産業規格(産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第二十条第一項に規定する日本産業規格をいう。以下同じ。)Z七二五三に適合する記載又は記録を行うよ

う努めるものとする。

2 第三条各号に掲げる事項は、邦文で記載又は記録するものとする。

3 第三条第一号イ(4)に定める当該製品の質量に対する含有指定化学物質の第一種指定化学物質、特定第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質のそれぞれの割合は、当該割合の上位二けたを有効数字として算出した数値により記載又は記録するものとする。

5) 指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針

平成12年3月30日

環境庁通商産業省告示第1号

最終改正：令和4年11月4日

経済産業省環境省告示第10号

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）第3条第1項の規定に基づき、指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針を定めたので、同条第4項の規定に基づき、公表する。

本指針は、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置を定めるものである。

指定化学物質等取扱事業者は、化学物質の管理及び環境の保全に係る関係法令等を遵守することはもとより、本指針に留意して、事業所における指定化学物質等の取扱い実態等に即した方法により、指定化学物質等の取扱い等に係る管理を行うとともに、その管理の状況に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

なお、本指針においては、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「法」という。）の定義に従うほか、第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質を「指定化学物質」というものとする。

第1 指定化学物質等の製造、使用その他の取扱いに係る設備の改善その他の指定化学物質等の管理の方法に関する事項

1 化学物質の管理の体系化

(1) 化学物質管理の方針

指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等の管理の改善を図るため

の化学物質管理の方針（以下「方針」という。）を定めること。

（2）管理計画の策定

指定化学物質等取扱事業者は、上記（1）により定めた方針に即して、指定化学物質等の管理の改善を図るために行うべき行動に係る具体的目標を設定するとともに、これを達成する時期及び具体的方策を定めた管理計画（以下「管理計画」という。）を策定すること。

（3）管理計画の実施

ア 組織体制の整備

指定化学物質等取扱事業者は、管理計画を確実に実施するため、指定化学物質等を取り扱う事業所及び事業活動に伴って付随的に第一種指定化学物質を生成させ、又は排出することが見込まれる事業所において、管理計画の実施に明確な責任を持ち、当該計画に盛り込まれた措置の実施の権限が与えられた責任者及び担当者を指名すること等により管理責任を明確化すること等により、環境安全部門、購買部門、製造部門等全ての関係する部門において計画に盛り込まれた措置が確実に実施される体制を整備すること。

イ 作業要領の策定

指定化学物質等取扱事業者は、管理計画を実施するために必要な指定化学物質等の管理に係る措置の内容を具体的に定めた作業要領（以下「作業要領」という。）を策定すること。

ウ 教育、訓練の実施

指定化学物質等取扱事業者は、化学物質の管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することの重要性を踏まえ、方針、管理計画及び作業要領を周知徹底するとともに、これらの確実に実施又は実施を確保するため、指定化学物質等を取り扱う者、指定化学物質を排出する工程に従事する者及び管理部門の従事者等全ての関係者に対して、その内容に係る教育、訓練を継続的に実施すること。

エ 他の事業者との連携

指定化学物質等取扱事業者は、他の指定化学物質等取扱事業者から、指定化学物質等の適切な取扱い等に関する情報の提供等の要請があった場合には、適切な情報の提供等を行うよう努めること。

（4）管理の状況の評価及び方針等の見直し

指定化学物質等取扱事業者は、方針、管理計画及び作業要領に照らして指定化学物質等の管理の状況についての評価を実施するための手順及び体制

を確立するとともに、当該評価の結果を方針、管理計画及び作業要領並びに実施体制に反映させることにより、これらの継続的な見直しの実施に努めること。

(5) その他配慮すべき事項

ア 地方公共団体との連携

指定化学物質等取扱事業者は、事業所における指定化学物質等の管理の状況について、当該事業所の所在地を管轄する地方公共団体に適切な情報の提供を行うよう努めること。

イ 災害による被害の防止に係る平時からの取組

指定化学物質等取扱事業者は、災害発生時における指定化学物質等の漏えいを未然に防止するため、具体的な方策を検討し、平時から必要な措置を講ずること。

2 情報の収集、整理等

(1) 指定化学物質等の取扱量等の把握

指定化学物質等取扱事業者は、第一種指定化学物質の排出量及び移動量を把握し、及び指定化学物質等の管理の改善に資するため、指定化学物質等の取扱量等（製造量、使用量、貯蔵・保管量等）並びに指定化学物質等を取り扱う施設及び設備の設置、運転等の状況を把握すること。

(2) 指定化学物質等及び管理技術等に関する情報の収集

指定化学物質等取扱事業者は、利用可能な文献、データベース等を活用することにより、自ら取り扱う指定化学物質等の性状及び取扱い並びにその管理の改善のための技術及び手法に関する情報の収集に努めること。また、当該情報を利用することにより、必要な管理対策を実施すること。

3 管理対策の実施

指定化学物質等取扱事業者は、上記 2 により把握、又は収集した情報に基づいて、取り扱う指定化学物質について、その有害性、物理的・化学的性状、排出量並びに排出ガス及び排出水中の濃度等を勘案しつつ適切な手法により、以下の管理対策の実施に取り組むこと。

(1) 設備点検等の実施

指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等を取り扱う場合には、作業要領に従って適正に作業を実施するとともに、指定化学物質等を取り扱う施設及び設備の損傷、腐食等による指定化学物質の漏えいの有無等について定期的に点検し、その結果異常が認められた場合には、速やかに補修その他の必要な措置を講ずること。

(2) 指定化学物質を含有する廃棄物の管理

指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質を含有する廃棄物の発生抑制等に努めるとともに、廃棄物が運搬されるまでの間は、適正に保管すること。また、当該廃棄物の処理を委託する場合にあっては、必要な情報を委託業者に提供すること。

(3) 設備の改善等による排出の抑制

指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等を取り扱う施設及び設備について、下記事項に留意しつつ、取り扱う指定化学物質等の性状及び事業所における取扱い実態に即して漏えい、揮発、浸透等に対する措置を講じることにより、指定化学物質の大気、水及び土壌への排出の抑制に努めること。

ア 水及び土壌への浸透等の防止構造

指定化学物質等の取扱いに係る施設の床面は、指定化学物質の水及び土壌への浸透を防止することができるよう、適切な不浸透性の材質とすること。また、必要に応じ指定化学物質の性状に応じた被覆処理を行う等の浸透防止措置を講ずること。さらに、取り扱う指定化学物質等の量及び態様に応じて、施設の周囲に防液堤、側溝を設置すること等により、指定化学物質の水及び土壌への流出を防止するための適切な措置を講ずること。

イ 大気への揮発等による排出の抑制構造

揮発性の高い指定化学物質等の取扱いにおいて、揮発又は飛散により指定化学物質が大気へ排出されるおそれがある場合には、設備等の密閉構造化等により指定化学物質の大気への排出を抑制するための適切な措置を講ずること。

ウ 排ガス処理設備又は排水処理設備の設置

燃焼、揮発等により指定化学物質が大気へ排出され、又は排水等に含まれて水等へ排出される場合には、その排出量、濃度等の状況に応じ、必要に応じ排ガス処理設備又は排水処理設備を設置するよう努めること。

エ 指定化学物質等の取扱いに係る施設及び設備の維持及び管理

指定化学物質等の取扱いに係る施設及び設備（配管等を含む。）は、地上に設置する等、その維持及び管理が容易に実施できる構造とすること。

(4) 主たる工程に応じた対策の実施

指定化学物質等取扱事業者は、次に示す主たる工程ごとの対応事項に留意しつつ、事業所における取扱い工程を見直し、(1)から(3)までに掲げる対策その他の指定化学物質の排出の抑制に必要な対策の実施に努めること。

ア 貯蔵（入出荷、移送、分配を含む。）工程

指定化学物質を含む原燃料、製品等の貯蔵、移送又は分配を行う場合に

においては、貯蔵施設、移送設備等からの漏えい、飛散、揮発等による指定化学物質の環境への排出を抑制するため、貯蔵タンク等の施設及び設備の密閉化、物質の入出荷ロス防止その他の必要な措置を講ずること。

特に、揮発性が高い物質を取り扱う場合には、還流装置（ペーパーリターンライン）の設置、浮屋根式構造を有する貯蔵設備の設置その他の必要な措置を講ずること。

イ 製造（反応、混合、熱処理等）工程

反応、混合、熱処理等の工程において、指定化学物質又は指定化学物質を含む原材料及び製品を取り扱う場合には、反応槽、混合槽等の装置からの揮発又は漏えい、排水に含まれての排出、バルブやフランジ等からの漏えい等による指定化学物質の環境への排出を抑制するため、反応装置等の密閉構造化、排ガス処理装置又は排水処理装置の設置その他の必要な措置を講ずること。

ウ 機械加工工程

切削、研磨、粉砕、押し出し等の作業を行う場合においては、指定化学物質を含む原材料からの発じん、潤滑油、切削油剤等の漏えい、揮発等による指定化学物質の環境への排出を抑制するため、集じん装置等の設置、潤滑部の密閉化その他の必要な措置を講ずること。

エ 脱脂工程及び洗浄工程

製品の脱脂又は洗浄の作業を行う場合においては、指定化学物質を含む脱脂剤又は洗浄剤からの揮発等による大気への排出、水溶性溶剤を含む排水による水への排出を抑制するため、脱脂装置又は洗浄装置の密閉構造化、洗浄槽における適正な温度管理、十分な液切りの実施等の作業方法の改善その他の必要な措置を講ずること。

オ 塗装工程、印刷工程及び接着工程

塗装、印刷、接着等（以下「塗装等」という。）の作業を行う場合においては、指定化学物質を含む溶剤、顔料等からの揮発又は飛散による大気への排出、排水に含まれての水への排出等を抑制するため、塗装等に用いる設備等の密閉構造化、乾燥装置の適切な温度管理、排ガス処理装置又は排水処理装置の設置その他の必要な措置を講ずること。

カ メッキ工程

金属表面のメッキ処理等の作業を行う場合においては、メッキ液からの揮発又はメッキ液のミスト（霧状の微小な液滴）の飛散による指定化学物質の大気への排出、メッキ液を含む排水による水への排出等を抑制するため、洗浄集じ

ん装置又は排水処理装置の設置、メッキ装置の材質の改善その他の必要な措置を講ずること。

キ 染色工程及び漂白工程

製品の染色、漂白等の作業を行う場合においては、指定化学物質を含む染料、漂白剤又は溶剤からの揮発による大気への排出、排水に含まれての水への排出を抑制するため、染色装置、漂白装置等の密閉構造化、排ガス処理装置又は排水処理装置の設置その他の必要な措置を講ずること。

ク 殺菌工程及び消毒工程

食器、器具等の殺菌、消毒等の作業を行う場合においては、揮発性の高い指定化学物質を含む消毒剤、防腐剤、殺菌剤等からの揮発による大気への排出、排水に含まれての水への排出を抑制するため、殺菌設備、消毒設備等の密閉構造化、排ガス処理装置又は排水処理装置の設置その他の必要な措置を講ずること。

ケ その他の溶剤使用工程

アからクまでに掲げる工程以外の工程において揮発性又は水溶性の高い指定化学物質を含む溶剤等を使用する作業を行う場合は、溶剤使用装置、乾燥装置等の設備の密閉構造化、乾燥装置等の適正な温度管理、排ガス処理装置又は排水処理装置の設置その他の必要な措置を講ずること。

コ その他の燃焼工程

アからクまでに掲げる工程以外の物の燃焼を伴う工程においては、非意図的に生成する指定化学物質の大気への排出を抑制するため、燃焼温度の管理、二次燃焼装置、排ガス冷却装置等の設置その他の必要な措置を講ずること。

第 2 指定化学物質等の製造の過程における回収、再利用その他の指定化学物質等の使用の合理化に関する事項

1 化学物質の管理の体系化、情報の収集、整理等

指定化学物質等取扱事業者は、第 1 の 1「化学物質の管理の体系化」及び第 1 の 2「情報の収集、整理等」については、指定化学物質等の使用の合理化対策も含めて実施すること。その際、指定化学物質等を可能な限り有効に用いるため、回収率の向上、再利用の徹底等を図るとともに、屋外において指定化学物質等を使用する場合のような指定化学物質の回収等が難しい使用については、使用量の管理の徹底を図ること等により指定化学物質等の使用の合理化を図ることに留意すること。

2 化学物質の使用の合理化対策

指定化学物質等取扱事業者は、第 1 の 2「情報の収集、整理等」により把握、又は収集した情報に基づいて、取り扱う指定化学物質について、その有害性、物理的・化学的性状、排出量並びに排出ガス及び排出水中の濃度等を勘案しつつ適切な手法により、以下の使用の合理化対策の実施に取り組むこと。

(1) 工程の見直し等による使用の合理化

指定化学物質等取扱事業者は、下記事項に留意しつつ、事業所における取扱い実態に即した措置を講じることにより、指定化学物質等の使用の合理化対策の実施に努めること。

ア 製品等の歩留まりの向上

指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等を含有する原材料又は製品の歩留まりの向上による指定化学物質等の使用の合理化を図るため、工程の見直しその他の必要な措置を講ずること。

イ 代替物質の使用及び代替技術の導入

指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等の使用の合理化に資する代替物質の使用及び物理的手法等の代替技術の導入を図ること。

ウ 回収及び再利用の促進

指定化学物質等取扱事業者は、排出量、濃度等の状況に応じた適切な構造及び処理能力を有する回収設備の設置その他の必要な措置を講ずることにより、指定化学物質の回収及び再利用を図ること。

(2) 主たる工程に応じた対策の実施

指定化学物質等取扱事業者は、次に示す主たる工程ごとの対応事項に留意して、(1)に掲げる対策その他の指定化学物質等の使用の合理化に必要な対策の実施に努めること。

ア 貯蔵(入出荷、移送、分配を含む。)工程

固定屋根式タンクから排出される指定化学物質を含む蒸気、還流装置から回収される指定化学物質を含む蒸気等の冷却・凝縮による回収、吸収液及び吸着液の蒸留等による再生その他の必要な措置を講ずることにより、指定化学物質の回収及び再利用を図ること。

イ 製造(反応、混合、熱処理等)工程

製品の製造における反応器、蒸留装置、燃焼器等の温度、圧力、滞留時間、還流比等の反応条件及び燃焼条件の最適化その他の必要な措置を講ずることにより、指定化学物質を含む原材料、燃料等の使用の合理化を図ること。また、反応槽等から排出される指定化学物質を含む蒸気等の冷却・凝縮による回収、吸収液及び吸着液の蒸留等による再生その他の必要な措置

を講ずることにより、指定化学物質の回収及び再利用を図ること。

ウ 機械加工工程

設計又は作業の適正化その他の必要な措置を講ずることにより、切削屑等の発生を抑制し、指定化学物質を含む原材料、切削油剤等の使用の合理化を図ること。また、切削屑等に付着した切削油剤等については、遠心分離器等の設置その他の必要な措置を講ずることにより、指定化学物質の回収及び再利用を図ること。

エ 脱脂工程及び洗浄工程

洗浄の多段化、物理的方法の併用その他の必要な措置を講ずることにより、指定化学物質を含む洗浄剤、溶剤等の使用の合理化を図ること。また、洗浄後の指定化学物質を含む廃溶剤等については、溶剤蒸留回収装置を用いる方法、指定化学物質の冷却・凝集を行う方法（以下「冷却凝集法」という。）、活性炭を利用して指定化学物質を吸着し、これを冷却等により液化する方法（以下「活性炭吸着法」という。）等による溶剤回収型排ガス処理装置の設置その他の必要な措置を講ずることにより、指定化学物質の回収及び再利用を図ること。

オ 塗装工程、印刷工程及び接着工程

塗着又は塗装の効率のより高い塗装方法の採用、塗膜厚の管理等の作業方法の改善その他の必要な措置を講ずることにより、指定化学物質を含む塗料等の使用の合理化を図ること。また、冷却凝縮法、活性炭吸着法等による溶剤回収型排ガス処理装置の設置その他の必要な措置を講ずることにより、指定化学物質の回収及び再利用を図ること。

カ メッキ工程

液切り手法の最適化その他の必要な措置を講ずることにより、被メッキ物とともに持ち出されるメッキ液量を抑制し、指定化学物質を含むメッキ液の使用の合理化を図ること。また、持ち出されたメッキ液、メッキ後の水洗排水等に含まれる金属イオン等については、回収槽の設置、電解回収、イオン交換樹脂その他の必要な措置を講ずることにより、指定化学物質の回収及び再利用を図ること。

キ 染色工程及び漂白工程

染色剤及び漂白剤の循環利用、酸素漂白等の指定化学物質等の使用がより少ない染色手法及び漂白手法の利用その他の必要な措置を講ずることにより、指定化学物質を含む染色剤、漂白剤等の使用の合理化を図ること。また、使用後の漂白剤、染色剤等は、回収型排ガス・排水処理装置等の設置

その他の必要な措置を講ずることにより、指定化学物質の回収及び再利用を図ること。

ク 殺菌工程及び消毒工程

殺菌剤及び消毒剤の循環利用、加熱殺菌等の指定化学物質等の使用が少ない代替殺菌技術の利用その他の必要な措置を講ずることにより、指定化学物質を含む殺菌剤、消毒剤等の使用の合理化を図ること。

ケ その他の溶剤使用工程

アからクまでに掲げる工程以外の工程においては、作業方法の改善その他の必要な措置を講ずることにより、指定化学物質を含む溶剤等の使用の合理化を図ること。また、冷却凝集法、活性炭吸着法等による溶剤回収型排ガス処理装置の設置その他の必要な措置を講ずることにより、指定化学物質の回収及び再利用を図ること。

第 3 指定化学物質等の管理の方法及び使用の合理化並びに第一種指定化学物質の排出の状況に関する国民の理解の増進に関する事項

(1) 体制の整備

指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等の管理活動に対する国民の理解を深めるため、必要な情報を自ら適切に提供するための窓口を明確化する等、その体制を整備すること。

(2) 情報の提供等

指定化学物質等取扱事業者は、第一種指定化学物質の排出状況を含め、事業活動の内容、指定化学物質等の事業所内における管理の状況等に関し、報告書の作成及び配布、説明会の実施等による事業所周辺の住民等への情報の提供等に努めることにより、国民の理解の増進を図ること。

(3) 国民の理解の増進のための人材の育成

指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等を取り扱う従業員に対して、指定化学物質等の管理の状況等に関する国民の理解を深めることの必要性について周知するとともに、国民への情報の提供、国民の意識の理解等を円滑に行うための手法等に関する教育及び訓練を実施すること。

第 4 指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の活用に関する事項

(1) 体制の整備等

指定化学物質等取扱事業者は、法第 14 条に基づき提供される指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の効率的な活用を図るため、データベースの構築その他の適切な情報提供手段を講ずるとともに、当該指定化学物質等を取り扱う全ての関係者に対し、その周知徹底を図ること。

(2) 情報の活用

指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報を活用し、事業所からの指定化学物質の排出状況の把握その他第 1 から第 3 までに規定する事項の適切な実施を図ること。また、指定化学物質等取扱事業者は、「化学品の分類および表示に関する世界調和システム(GHS)」に基づく日本産業規格 Z7252 及び Z7253 に従い、化学物質の自主的な管理の改善に努めること。